

農業物価高騰対応機器導入費補助事業（農業物価高騰対応スマート機器導入費補助及び農業物価高騰対応茶加工ボイラー導入費補助）実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県農業物価高騰対応費補助金交付要綱(令和4年9月5日付け農振第1331号環境農政局長通知。以下「要綱」という。)に基づく農業物価高騰対応機器導入費補助金のうち、農業物価高騰対応スマート機器導入費補助及び農業物価高騰対応茶加工ボイラー導入費補助事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施

1 事業の内容

原油価格や物価高騰により経営に影響を受けている農業者等に対し、省エネ機器等の導入経費を支援することで、燃油高騰の経営への影響を軽減するとともに、脱炭素に向けた取組を推進する。

2 補助対象

要綱別表及び次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は別表に記載されている補助対象機器とし、補助対象事業者ごとに1台分とそれに付随するアタッチメントの導入及び設置に係る費用とする。なお、環境制御装置については環境モニタリング装置や自動換気装置等を含めた一式とする。
- (2) 補助対象機器については、付随するアタッチメントを含め50万円以上のものとし、補助事業者に交付する補助金額、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額として250万円を限度とする。
- (3) 原則新品とするが、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (4) 令和5年2月末日までに機器等の導入設置及び支払いを完了することを条件とする。ただし、作型等の栽培上の都合により、やむを得ない理由で期限までに機器等の設置ができない場合は、設置が可能となった後、速やかに設置することとし、設置費用は補助対象経費に含めないものとする。

第3 成果目標の設定

成果目標は別表に記載されているとおりとし、目標年度は、令和5年度とする。

第4 要件等

事業実施における要件及び留意事項は別表及び次のとおりとする。

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している

ものは、本事業の対象外とする。

- 2 機器の導入にあたっては、希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は見積もり合わせ等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。（中古農業機械の導入時は除く。）
- 3 助成対象となる機械は動産総合保険等の保険（天災等に対する補償を必須とする。）への加入に努めるものとする。
- 4 補助事業者は、県が行う調査等について協力するものとする。

第5 事業実施までの手続

1 事業計画等の提出

- (1) 計画作成にあたって、他事業との関連等を考慮し、次の事項に留意するものとする。
 - ア 神奈川県都市農業推進条例、かながわ農業活性化指針等、関連する県計画の趣旨との整合性
 - イ 補助事業により導入する機器等の規模、利用計画の妥当性
- (2) 補助事業者は、農業物価高騰対応機器導入費補助事業計画書（様式1。以下「計画書」という。）を作成し、別に定める期日までに地域県政総合センター所長（横浜市、川崎市にあっては横浜川崎地区農政事務所長。以下「所長」という。）に提出するものとする。
- (3) 補助事業者から計画書の提出を受けた所長は、チェックリスト（参考様式7）を用いて書類を確認し、農水産部長に報告する。

2 事業の決定等

- (1) 農水産部長は、所長から提出された計画書の県の補助額を集計し、予算の範囲内で、事業の内容が適切であると認められる場合は、要望額のとおり計画承認（参考様式1）し、その結果を所長に通知するものとする。なお、予算を超過する場合は、別表の優先順位が上位の機器から順に採択するものとする。同じ優先順位の申請が複数あった場合は、補助対象経費あたりの受益面積が広いものから採択するものとする。
- (2) (1) の通知を受けたときは、所長は速やかに、該当補助事業者に計画承認及び補助額を通知するものとする。

3 補助金交付申請

- (1) 補助事業者は別に定める期日までに、補助金交付申請書（要綱第1号様式。以下「申請書」という。）を所長に提出するものとする。
- (2) 所長は、補助事業者から提出された申請書の内容を確認するとともに、速やかに農水産部長に報告するものとする。
- (3) 農水産部長は、補助事業者について、要綱第5条の2に基づき神奈川県警察本部長に対して確認を行い、結果を所長に通知するものとする。

4 補助金の交付決定

(1) 所長は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第6条に基づき、交付決定及び通知（参考様式2）するものとする。

交付決定にあたっては、申請書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を確認するものとする。

(2) 所長は、交付決定後速やかに前項の書類の写しを農水産部長に報告するものとする。

第6 事業の実施

1 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。所長の交付決定通知前に事業着手する場合には、補助事業者は、補助金交付決定前事業着手届（様式2）を提出するものとする。

(2) 補助金交付決定前事業着手届の提出期限は、補助事業等に係る契約締結（発注）前とする

(3) 所長は補助金交付決定前事業着手届を受理したときは、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。

(4) 事業の着手年月日は、機器等の発注日とする。

2 事業計画の変更

(1) 要綱第8条に定める事業の中止、廃止等が発生する場合は、事業変更（中止、廃止）承認申請書（要綱第2号様式。以下「変更承認申請書」という。）を所長に提出するものとする。

(2) 所長は、変更承認申請書の内容が適切であるか確認し、補助事業者に変更承認及び変更交付決定を通知（参考様式3）する。ただし、補助額の増減を伴う変更については、速やかに変更承認申請書と計画書を農水産部長に報告し、調整した後で変更承認及び交付決定を行う。

(3) 所長は、変更承認後速やかに変更承認申請書の写しを農水産部長に報告する。

3 実施状況の報告

要綱第10条に定める事業実施状況報告書（要綱第3号様式。以下「実施状況報告書」という。）の提出を受けた所長は、2月6日までに農水産部長に報告するものとする。

第7 事業完了後の手続き

1 年度内履行確認の実施

所長は、要綱第11条により提出された実績報告書に基づいて、実施年度内に補助事業履行確認書（様式3）により履行確認を行うものとする。ただし、年度内に額の確定がなされた場合を除く。

2 実績報告書の提出

(1) 要綱第 11 条に定める実績報告書は 3 月 10 日までに、次の書類を添付して提出するものとする。

ア 事業内容がわかる写真

※施設等への設置を要する機器の場合は、導入した機器が 2 月末日までに施設に施工されていれば、設置状況の写真を添付する。第 2 の 2 の (4) ただし書きにより設置に至らなかった場合は、設置前の機器の写真を添付する。設置可能となった後は速やかに設置し、設置状態の写真を機器施工完了報告書(参考様式 4)にて所長あて報告する。

イ 補助事業に係る収支を証する書類(領収書等)の写し

ウ その他参考となる資料

(2) 規則第 17 条に規定する財産の取得等を伴う補助事業については、実績報告書の提出にあたって財産管理台帳の写しを添えるものとする。

3 完成確認検査の実施

(1) 所長は、実績報告書等を受理した場合に、当該報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか補助事業検査記録簿(参考様式 5)を参考に完成確認検査(以下「検査」とする。)を実施するものとする。

(2) 検査は、原則として現地確認を行うものとする。

4 額の確定

(1) 検査の結果は、補助事業完成確認検査調書(参考様式 6)にとりまとめ、適正と認められたときは、所長は補助金等の額を確定するものとする。

(2) 額の確定通知については、すでに通知している交付決定額と確定額が相違する場合のみ行うものとする。

(3) 所長は、額の確定を行ったときは、実績報告書の写し及び補助事業完成確認検査調書の写しを添付し、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。

第 8 関係書類の整備

(1) 補助事業者は、補助事業等の実施に係る関係書類等を整理し、事業実施年度の翌年度から 10 年間保存するものとする。

(2) なお、関係書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が継続できない場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は知事)に関係書類を引き継ぐものとする。

第 9 目標達成状況報告

- 1 補助事業者は、目標年度の目標達成状況について、目標年度の翌年度の5月末日までに、農業物価高騰対応機器導入費補助事業目標達成状況報告書（様式4。以下「目標達成状況報告書」という。）を作成し、所長に報告するものとする。
- 2 所長は、目標達成状況報告書を受理した場合には必要に応じて現地調査等を行い、内容について確認し、その結果について目標達成状況報告書を添付のうえ、農水産部長に6月末日までに報告するものとする。所長は、事業計画目標に対して目標達成状況が不十分である場合は、目標が達成できるように補助事業者等に対して適切に指導するものとする。

第10 補助金の返納

- 1 補助事業者は、補助金を受けた後に要綱および、この要領に定める事項を満たさないことが判明した場合には、所長に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。
- 2 所長は、返還額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部又は全部を減額し、すでに交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第11 予算の調整等

農業振興課は、予算の効率的な執行及び公平な補助金執行を担保するため、地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所と連携を図りつつ、補助金の執行にあたり総合的な調整を行うことができるものとする。

第12 関係所管課の協力

本事業を実施するにあたり、地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所が県の施策との整合の確認や、専門的な知見による意見を要するときは、必要に応じて関係所管課に意見を求めることができるものとする。

第13 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月5日から施行する。

別表

優先順位	補助対象機器	要件	成果目標
1	省エネ型茶加工ボイラー	県内産生葉の加工を主な業務とする施設	燃油使用量の5%以上削減を目指す。
2	環境制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ・環境制御盤を必ず1台導入するものとする。 ・モニタリング装置及び環境制御盤に付随する装置（自動換気装置やヒートポンプ等）は一式として導入可能とする。 	<p>使用燃油量の5%以上削減または作業時間の5%以上削減を目指す。</p> <p>※新規就農者や作業（センシングなど）を開始するなど、現状値がない場合は目標設定を要しない。</p>
3	ドローン	農薬散布や肥料散布、農業資材運搬、センシング等の用途に使用し、電気駆動するものとする。	
4	汎用自走ロボット	農業資材・収穫物の運搬や農薬散布に使用し、電気もしくはエンジンで駆動するものとする。	
5	草刈りロボット（自走型・リモコン式）	農地等の除草に使用し、電気もしくはエンジンで駆動するものとする。	
6	自動防除機（エンジン・電気駆動）	農作物の防除に使用し、電気もしくはエンジンで駆動するものとする。	
7	トラクター（直進アシスト型）	農地の耕うん等に使用し、仕様として直進アシストが装着されているものとする。（後付け機器は除く）	
8	田植え機（自動型、直進アシスト型）	水稻の田植えに使用し、仕様として直進制御が装着されているものとする（後付け機器は除く）	